

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第8期第3四半期
(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社ジーエヌアイ

【英訳名】 GNI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO イン・ルオ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞ヶ関三丁目5番1号

【電話番号】 03-3580-0751

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞ヶ関三丁目5番1号

【電話番号】 03-3580-0751

【事務連絡者氏名】 経営管理部 田中 忍

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第8期 第3四半期連結 累計期間	第8期 第3四半期連結 会計期間	第7期
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高	(千円)	174,682	45,757	273,588
経常損失	(千円)	818,897	198,773	1,279,451
四半期(当期)純損失	(千円)	1,206,783	338,273	1,279,454
純資産額	(千円)	-	1,251,775	2,384,919
総資産額	(千円)	-	1,406,959	2,587,880
1株当たり純資産額	(円)	-	16.89	33.65
1株当たり四半期 (当期)純損失金額	(円)	16.66	4.57	19.18
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	88.9	92.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	775,700	-	1,031,582
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	177,719	-	786,821
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	53,269	-	717,841
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	-	608,151	1,142,865
従業員数	(人)	-	88	122

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間における、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容の重要な変更は以下のとおりです。

(子会社・Shanghai Genomics, Inc.のコスト削減に向けた事業部門の閉鎖)

組織再編の経緯

当社グループの事業モデルは、最初に中国において医薬品候補物の臨床試験と上市に向けた活動を行い、POC(新薬の臨床上の有効性の検証)を確立した後に日本や欧米に展開するというものです。当社は、主たる創薬候補物F647の上市に向けて、経営資源を臨床試験及び製造・販売に集中させる必要があり、平成20年8月1日付けの開示「合理化とコスト削減に向けた組織再編成に関するお知らせ」のとおり、(1)創薬解析センター(福岡県福岡市)の上海子会社への統合及び米国子会社であるGNI USA Inc.(米国カリフォルニア州サンノゼ市)の閉鎖(注1)、(2)東京本社(東京都千代田区)の機能の縮小を行いました。これと併せて、子会社であるShanghai Genomics, Inc.にて事業部門の閉鎖を行います。創薬とは相乗効果のない整形外科関連商品事業部門(Orthopedics Business Division)を速やかに閉鎖し、人件費を中心とした販管費の削減をいたします。当社グループの一連の組織再編ならびに事業部門の閉鎖(注2)により、当社グループの事業活動をより経済的かつ合理的に改善することを目指します。

(注1) 米国子会社であるGNI USA Inc.(米国カリフォルニア州サンノゼ市)は、清算結了いたしました。

(注2) 「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況ならびに注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

Shanghai Genomics, Inc.整形外科関連商品製造・販売事業部門(Orthopedics Business Division)の閉鎖の理由

整形外科関連商品製造・販売事業部門(Orthopedics Business Division)は、平成18年よりGu Bang(注)の製造販売を行っており、当社グループの売上高の33.5%(第2四半期連結累計期間)を占めておりますが、この度、中国国家食品薬品监督管理局(SFDA)により定められた新たな設備基準に適合するためには、製造施設の改築投資が必要となり、約10,000千円の費用を要すると予想され、不採算部門に追加投資をすることは避けたいと考えております。現在、当社グループでは、創薬候補物F647の上市に向けて、経営資源を集中させるため、当社は取締役会(平成21年1月23日開催)において、本事業部門を閉鎖することを決定いたしました。

(注) Gu Bangは、Shanghai Genomics, Inc.が米国Berkeley Advanced Biomaterials, Inc.からの技術指導を受けて中国での臨床試験を経て開発したバイオマテリアルで、平成18年3月にSFDAから製造販売に関する許可を受け、販売を行っております。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、米国でのマーケティング活動を行っていたGNI USA Inc.(連結子会社)は、清算結了いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	88(12)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	6 (1)
---------	-------

- (注) 1 . 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、当第3四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
- 2 . 従業員数が当第3四半期会計期間において12名減少しておりますが、主として福岡の創薬解析センターの閉鎖と東京本社の機能縮小による人員削減によるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの業務は業務の性質上、生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注状況の記載はしていません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

	金額(千円)
研究開発収入等	45,757
合計	45,757

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期連結会計期間	
	金額(千円)	割合(%)
Eli Lilly and Company	18,436	40.3
Novartis International AG	8,030	17.5
NV Organon	6,542	14.3

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、下記のとおり第三者割当による包括株式買取契約を締結しておりましたが、平成20年10月21日に解除いたしました。

相手先	期 間	発行価額の総額	発行回数
Evo Fund	平成20年8月1日から 平成21年7月31日まで	各回 最大125百万円 総額 最大1,500百万円	毎月1回 最大12回

本契約につきましては、昨今の資本市場の情勢の急激な変化に伴いEvo Fundにおける投資方針に変更が生じたことを受け、両社間で慎重に検討した結果、これを解除するに至りました。なお、現在当社では新たな資金調達を検討中であります。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期連結会計期間における各創薬候補物のうち、F647の治験の状況として、特発性肺線維症（IPF）治療用については、第3相臨床試験を凍結し早期条件付承認を目指しており、当第3四半期連結会計期間において、中国で、社外のGMP（適正製造基準）製造製剤施設と共同して、製造許可申請に向けて必要なサンプルと文書の作成を進めております。同時に放射線性肺炎（RP）治療用F647については、第3相臨床試験の平成21年中頃開始を目指しております。肝線維症治療薬F351については、第1相臨床試験を実施しております。当第3四半期連結会計期間の業績は、売上高45,757千円となりました。一方前年同期比で研究開発費の大幅な減少により営業損失は206,258千円、経常損失は198,773円となりましたが、特別損失として事業再編損148,833千円等を計上した結果、四半期純損失は338,273千円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第3半期連結会計期間において、営業活動により減少した資金は、249,618千円となりました。主要な減少項目は税金等調整前四半期純損失337,951千円であり、主要な増加項目は、事業再編損148,833千円、のれ

ん償却額39,524千円であります。投資活動における資金の増加は1,003千円となりました。これは主に3,628千円の敷金の回収による収入によるものであります。

財務活動による資金の減少は6,270千円となりました。これは長期借入金の返済による支出6,270千円によるものであります。

この結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ264,341千円減少し、608,151千円となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において新たに発生、または重要な変更があった事業上及び財務上の対処すべき課題は次の通りです。

(継続企業の前提に関する重要な疑義の解消)

当社グループは、F647の上市に向けた資金を確保するために、平成20年8月1日の取締役会にて決議した経営計画を実行するとともに資金調達先を模索してまいりました。しかしながら資金調達先が当第3四半期連結会計期間末で確実ではなく、従前の経営計画では当第3四半期連結会計期間末における現金及び預金残高が十分ではないため、継続企業の前提に重要な疑義が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、平成21年1月23日の取締役会において新経営計画を策定いたしました。策定した新経営計画は経営資源をF647とF351の臨床試験及びF647の製造・販売の準備に集中させることを目的にしております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況」を参照ください。

(4)研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は、40,835千円であります。

また、当第3四半期連結会計期間における研究開発活動の重要な変更は次のとおりであります。

(臨床開発)

第2四半期連結会計期間は、中国で、特発性肺線維症（IPF）治療薬F647について、SFDAとの協議を経て、IPFの第3相臨床試験を凍結すること、早期条件付承認を目指すことを決定いたしました（平成20年9月開示）。当第3四半期連結会計期間は、中国において、社外のGMP製造製剤施設と共同して、製造許可申請に向けて必要なサンプルと文書の作成を進めており、平成21年秋頃に製造許可申請を目指しております。同時に放射線性肺炎（RP）治療薬F647については、第2相臨床試験を終了し、良好な成績を治め、さらなる有効性と安全性を確かめるために、RPに関して、規模の大きい第3相臨床試験を平成21年中頃より開始することを目指しております。肝線維症治療薬F351については、第1相臨床試験を実施しており、当連結会計年度末の終了を目指しております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

(注) 平成21年1月23日開催の取締役会において、合理化とコスト削減に向けた組織再編を行うことを決議しております。その詳細については「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 継続企業の前提に疑義を抱かせる事象又は状況ならびに注記事項（重要な後発事象）」をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	243,527,000
計	243,527,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	74,068,831	74,068,831	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は1,000株でありま す。
計	74,068,831	74,068,831		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議（第1回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	500 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4.732
新株予約権の行使期間	自平成17年6月20日 至平成24年3月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4.732 資本組入額 2.366
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社(Gene Networks, Inc.を含む。)の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成14年3月1日の1年後の応答日の翌日において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年6月29日取締役会決議（第5回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	90(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成18年7月1日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成17年7月1日 至平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議（第5回新株予約権プランB）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年4月15日取締役会決議（第5回新株予約権プランE）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	15(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65
新株予約権の行使期間	自平成19年4月16日 至平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65 資本組入額 32.5
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議（第5回新株予約権プランF）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	446(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	446,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年6月28日 至平成26年6月29日 優遇税制適用外の場合 自平成18年6月28日 至平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年7月28日取締役会決議（第6回新株予約権プランA）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,000(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	自平成19年7月29日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年10月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランB）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	70(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成19年10月21日 至平成27年6月30日 優遇税制適用外の場合 自平成18年10月21日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年11月21日取締役会決議（第6回新株予約権プランC）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110
新株予約権の行使期間	自平成19年11月22日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議（第6回新株予約権プランD）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	594(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	594,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成20年1月21日 至平成27年6月30日 優遇税制適用外の場合 自平成19年1月21日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議（第6回新株予約権プランE）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	167 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	167,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	優遇税制適用の場合 自平成20年4月20日 至平成27年6月30日 優遇税制適用外の場合 自平成19年4月20日 至平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年6月20日取締役会決議（第7回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	20(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成19年6月21日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年6月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第9回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	35(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。

「権利行使可能数」とは、平成18年7月27日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときに除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第12回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない、その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年1月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第14回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月13日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第15回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	4(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない、その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第16回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成20年8月15日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない、その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年5月15日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときに除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付と契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議（第17回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	10(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成19年8月15日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年9月19日取締役会決議（第18回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	5(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140
新株予約権の行使期間	自平成20年9月20日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない、その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月28日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議（第20回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	14(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220
新株予約権の行使期間	自平成21年3月14日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年1月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年4月13日取締役会決議（第21回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	47(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220
新株予約権の行使期間	自平成21年4月14日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない、その地位を喪失したときに行使資格を喪失したもののみならず、但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年4月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときは、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議（第23回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	12(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220
新株予約権の行使期間	自平成20年5月15日 至平成28年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、()当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、()当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却される時、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年7月22日取締役会決議（第24回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	360(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	360,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年8月7日 至平成30年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使時の払込金額は以下の通りです。

1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(終値のない日を除く)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)、又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割又は資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の行使価額と同額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合には、これを切上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、監査役若しくは従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該行使資格

を失った場合には1年間)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、その後も新株予約権を行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年11月20日取締役会決議（第25回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	30(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自平成21年11月21日 至平成30年11月20日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使時の払込金額は以下の通りです。

1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(終値のない日を除く)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)、又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権を行使できる期間

平成21年11月21日から平成30年11月20日

上記により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記5. に定める事由が生じた場合には、下記5. の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の行使価額と同額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合には、これを切上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記3にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時に於いて、当社の従業員、当社子会社及び関係会社の従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時に於いて当社、当社子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

新株予約権の割当時に於いて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時に於いて、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成20年6月24日定時株主総会決議および平成20年12月19日取締役会決議（第26回新株予約権）

区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	50(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	自平成21年12月20日 至平成30年12月19日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2. 新株予約権の行使時の払込金額は以下の通りです。

1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(終値のない日を除く)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)、又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権を行使できる期間

平成21年12月20日から平成30年12月19日

上記により定められる行使期間の始期にかかわらず、下記5. に定める事由が生じた場合には、下記5. の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における株式の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」記載の行使価額と同額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合には、これを切上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

()当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転契約が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く)、()当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は()当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記3にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

新株予約権の割当時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取引先又はコンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要する。

その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年12月31日		74,068		2,858,258		2,818,258

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,000	-	-
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 74,052,000	74,052	(注)1
単元未満株式 (注)3	普通株式 15,831	-	-
発行済株式総数	74,068,831	-	-
総株主の議決権	-	74,052	-

(注)1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が14,000株(議決権の数14個)含まれております。

3. 「単元未満株式」欄の普通株式には自己株式400株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ジーエヌアイ	東京都千代田区 霞ヶ関三丁目5番1号	1,000	-	1,000	0.0
計	-	1,000	-	1,000	0.0

2 【株価の推移】

(当該四半期累計期間における月別最高・最低株価)

月別	平成20 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月
最高(円)	53	62	59	44	22	23	15	12	10
最低(円)	42	46	39	20	13	14	7	7	6

(注) 株価は、東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常勤監査役	-	片岡 隆志	平成20年 9 月 1 日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長兼CEO	代表取締役兼CEO	イン・ルオ	平成20年 8 月 1 日
代表取締役	代表取締役社長兼CFO	鈴木 勘一郎	平成20年 8 月 1 日
常勤監査役	非常勤監査役	近藤 義昭	平成20年 9 月 1 日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第1四半期連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び、当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	647,925	1,385,405
売掛金	88,819	93,290
たな卸資産	1 70,368	1 113,261
その他	36,258	66,942
貸倒引当金	2,656	2,917
流動資産合計	840,715	1,655,983
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	1,943	15,144
機械及び装置(純額)	69,099	77,463
工具、器具及び備品(純額)	34,594	30,947
有形固定資産合計	2 105,637	2 123,555
無形固定資産		
のれん	399,202	517,774
ソフトウェア	4,182	41,856
その他	12,607	124
無形固定資産合計	415,992	559,755
投資その他の資産		
出資金	23,135	145,690
長期前払費用	-	74,922
その他	21,479	27,973
投資その他の資産合計	44,614	248,586
固定資産合計	566,244	931,897
資産合計	1,406,959	2,587,880

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,448	33,557
1年内返済予定の長期借入金	25,080	25,080
未払金	34,789	38,518
未払費用	24,850	15,428
賞与引当金	1,756	3,615
未払法人税等	1,101	9,476
その他	29,487	35,804
流動負債合計	132,514	161,481
固定負債		
長期借入金	22,670	41,480
固定負債合計	22,670	41,480
負債合計	155,184	202,961
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,858,258	2,821,608
資本剰余金	2,818,258	2,781,608
利益剰余金	4,395,195	3,188,411
自己株式	82	36
株主資本合計	1,281,239	2,414,768
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	30,397	29,849
評価・換算差額等合計	30,397	29,849
新株予約権	932	-
純資産合計	1,251,775	2,384,919
負債純資産合計	1,406,959	2,587,880

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	174,682
売上原価	142,253
売上総利益	32,428
販売費及び一般管理費	¹ 839,271
営業損失()	806,842
営業外収益	
受取利息	2,336
補助金収入	12,287
その他	620
営業外収益合計	15,244
営業外費用	
支払利息	2,860
資金調達費用	1,167
為替差損	21,020
その他	2,250
営業外費用合計	27,299
経常損失()	818,897
特別利益	
賞与引当金戻入額	² 1,826
特別利益合計	1,826
特別損失	
事業再編損	³ 265,584
出資金評価損	⁵ 122,555
特別損失合計	388,139
税金等調整前四半期純損失()	1,205,210
法人税、住民税及び事業税	1,573
法人税等合計	1,573
四半期純損失()	1,206,783

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	45,757
売上原価	14,590
売上総利益	31,167
販売費及び一般管理費	1 237,426
営業損失()	206,258
営業外収益	
受取利息	566
為替差益	5,790
補助金収入	1,742
その他	345
営業外収益合計	8,444
営業外費用	
支払利息	958
営業外費用合計	958
経常損失()	198,773
特別利益	
賞与引当金戻入額	2 9,655
特別利益合計	9,655
特別損失	
事業再編損	3 148,833
特別損失合計	148,833
税金等調整前四半期純損失()	337,951
法人税、住民税及び事業税	322
法人税等合計	322
四半期純損失()	338,273

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	1,205,210
減価償却費	48,584
のれん償却額	118,572
賞与引当金の増減額(は減少)	1,826
受取利息	2,336
支払利息	2,860
為替差損益(は益)	20
事業再編損失	265,584
出資金評価損	122,555
売上債権の増減額(は増加)	954
たな卸資産の増減額(は増加)	27,417
仕入債務の増減額(は減少)	17,791
その他の流動資産の増減額(は増加)	11,684
その他の流動負債の増減額(は減少)	34,165
その他	5,828
小計	714,011
利息の受取額	2,826
利息の支払額	2,833
事業再編による支出	59,280
法人税等の支払額	2,401
営業活動によるキャッシュ・フロー	775,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の払戻による収入	200,000
有形固定資産の取得による支出	11,564
無形固定資産の取得による支出	13,872
敷金の差入による支出	1,098
敷金の回収による収入	4,254
投資活動によるキャッシュ・フロー	177,719
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	18,810
株式の発行による収入	72,125
自己株式の取得による支出	46
財務活動によるキャッシュ・フロー	53,269
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,997
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	534,714
現金及び現金同等物の期首残高	1,142,865
現金及び現金同等物の四半期末残高	608,151

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第3四半期連結会計期間
(自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日)

当社グループは、創薬ベンチャーとして複数の創薬候補化合物（F647、F351等）をパイプラインに持ち臨床試験と上市に向けた活動を行い、新薬の臨床上の有効性の検証を確立した後に日本や欧米に展開することを目的として事業活動を行っております。

創薬ベンチャーという性質上、研究開発事業には多額の費用を要し、また投資資金の回収も他の産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的にキャッシュ・フローのマイナスが先行する必然性があります。当社グループも創業以来継続的に営業損失を計上しており、営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度1,031百万円の減少、当第3四半期連結累計期間775百万円の減少と、マイナスの状況となっております。

当社グループは、F647の上市に向けた資金を確保するために、平成20年8月1日の取締役会にて決議した経営計画を実行するとともに資金調達先を模索してまいりました。しかしながら資金調達先が当第3四半期連結会計期間末で確実ではなく、従前の経営計画では当第3四半期連結会計期間末における現金及び預金残高が十分ではないため、継続企業の前提に重要な疑義が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、平成21年1月23日の取締役会において新経営計画を策定いたしました。策定した新経営計画は経営資源をF647とF351の臨床試験及びF647の製造・販売の準備に集中させることを目的としております。新経営計画の概略は以下のとおりです。

Shanghai Genomics, Inc.において、整形外科関連商品製造・販売事業部門および関連する2営業所を閉鎖いたします。当該部門はGu Bang等の製造販売を行っておりますが、中国国家食品薬品监督管理局により制定された新設備基準に適合するためには、今後約1千万円の追加設備投資が必要になることなどから、平成21年1月23日の取締役会において当該部門の閉鎖を決定しております。

当社グループは人員を継続的に削減してまいります。当社においては、前連結会計年度末に在籍していた25名の従業員を、福岡解析センターの閉鎖、本社機能の縮小などの合理化にともない、当第3四半期連結会計期間末に6名にまで減少させております。またShanghai Genomics, Inc.においては、前連結会計年度末に在籍していた96名の従業員を、当第3四半期連結会計期間末に82名まで減少させ、今後も新経営計画に従って70名弱まで減少させてまいります。

当社グループは、人件費以外の販売費及び一般管理費も削減してまいります。当社は、平成21年3月に、賃料を削減するために、新しい事務所に移転する予定です。また多額であったIT関連費用を削減するために、すべてのリース契約を平成20年12月に解約しております。

また、上記新経営計画に併せて、当社グループはグループ体となって経費削減に取り組み、支出を抑制してまいります。これらの施策により、当第3四半期連結会計期間末から1年超の必要資金を賄う体制にいたします。なお、平成20年5月18日に基本合意を締結したHengshan Pharmaceuticals Inc.の出資持分取得は、新たな資金調達が行われるまで実施する予定はありません。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p> <p>(1) 連結範囲の変更</p> <p>GNI USA, Inc.は当第3四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数</p> <p>1社</p> <p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)が適用されたことに伴い、当社において、評価基準を、先入先出法による原価法から先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価の切下げの方法)に変更しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>
--

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法
定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1	商品及び製品 23,842千円	1	商品及び製品 72,683千円
	仕掛品 13,292千円		仕掛品 11,577千円
	原材料及び貯蔵品 33,233千円		原材料及び貯蔵品 29,000千円
2	有形固定資産の減価償却累計額 172,378千円	2	有形固定資産の減価償却累計額 161,214千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
--

- 1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額
- | | |
|----------|-----------|
| 貸倒引当金繰入額 | 1,056千円 |
| 研究開発費 | 194,810千円 |

- 2 賞与引当金戻入額
連結子会社で賞与の支給を一部取り止めたために生じた、過年度に繰り入れた賞与引当金の目的外取崩です。

- 3 事業再編損の主な内訳
- | | |
|-----------|-----------|
| 減損損失 | 122,555千円 |
| たな卸資産評価減 | 67,142千円 |
| 割増退職金 | 26,957千円 |
| ソフトウェア評価損 | 10,364千円 |

- 4 減損損失
当社グループは、当第3四半期連結累計期間において、事業再編により遊休化した以下の固定資産について減損損失を計上し、事業再編損に含めて表示しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類	金額
上海	遊休資産	長期前払費用	59,648千円
福岡	遊休資産	建物附属設備	2,764千円
		工具、器具及び備品	3,062千円
		リース資産	1,265千円
東京	遊休資産	建物附属設備	6,329千円
		工具、器具及び備品	3,732千円
		ソフトウェア	21,971千円
		リース資産	23,783千円

- (2) 資産のグルーピングの方法
原則として事業の種類別セグメント単位（単一）とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。

- (3) 減損損失の認識に至った経緯
平成20年8月1日開催の取締役会において、当社グループの組織再編に関する方針を決議したことにより、創薬解析センターの閉鎖と東京本社部門の縮小を実施中です。また平成21年1月23日開催の取締役会において、連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.の組織再編を決議しております。それぞれに伴い遊休化する固定資産に対し、減損損失を計上いたしました。

- (4) 回収可能額の算定方法
上記資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

- 5 出資金評価損
Beijing Continent
Pharmaceutical Co., Ltd. 122,555千円

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間
(自平成20年10月1日
至平成20年12月31日)

- 1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額
- | | |
|-------|----------|
| 研究開発費 | 40,835千円 |
|-------|----------|
- 2 賞与引当金戻入額
連結子会社で賞与の支給を一部取り止めたために生じた、過年度及び第2四半期連結累計期間に繰り入れた賞与引当金の目的外取崩です。
- 3 事業再編損の主な内訳
- | | |
|-----------|----------|
| 減損損失 | 63,380千円 |
| たな卸資産評価損 | 63,852千円 |
| 割増退職金 | 6,957千円 |
| ソフトウェア評価損 | 4,750千円 |

4 減損損失

当社グループは、当第3四半期連結会計期間において、事業再編により遊休化した以下の固定資産について追加で減損損失を計上し、事業再編損に含めて表示しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類	金額
上海	遊休資産	長期前払費用	59,648千円
東京	遊休資産	工具、器具及び備品	3,732千円

(2) 資産のグルーピングの方法

原則として事業の種類別セグメント単位(単一)とし、遊休資産について個別物件単位でグルーピングしております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

平成20年8月1日開催の取締役会において、当社グループの組織再編に関する方針を決議したことにより、東京本社部門の縮小を実施中です。また平成21年1月23日開催の取締役会において、連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.の組織再編を決議しております。それぞれに伴い遊休化する固定資産に対し、減損損失を計上いたしました。

(4) 回収可能額の算定方法

上記資産については、回収可能性が認められないため帳簿価額を全額減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	647,925千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	39,774千円
現金及び現金同等物	608,151千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	74,068,831

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,400

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	4,509,000	932
連結子会社	-	-	-
合計		4,509,000	932

(注) 目的となる株式の数のうち、新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものが、501,000株あります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成20年8月18日付でEvo Fundから第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、第2四半期連結会計期間において資本金が36,650千円、資本剰余金が36,650千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,858,258千円、資本剰余金が2,818,258千円となっております。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
及び
当第3四半期連結会計期間
(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められません。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び四半期末残高相当額

当第3四半期連結会計期間においてリース契約を解約しておりますので、該当事項はありません。

未経過リース料四半期末残高相当額等

当第3四半期連結会計期間においてリース契約を解約しておりますので、該当事項はありません。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(四半期連結累計期間)

支払リース料	26,409千円
リース資産減損勘定の取崩額	23,246千円
減価償却費相当額	17,586千円
支払利息相当額	3,279千円
減損損失	23,246千円

(注) 1 上記減損損失の他に、注記省略取引に係る減損損失1,802千円を計上しております。

2 リース資産減損勘定の取崩額には、リース契約の中途解約による取崩額を含んでおります。

(四半期連結会計期間)

支払リース料	10,836千円
リース資産減損勘定の取崩額	15,399千円
減価償却費相当額	3,781千円
支払利息相当額	1,508千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

当社及び連結子会社は、創業事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に対する 売上高	110	45,647	45,757		45,757
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高		42,873	42,873	(42,873)	
計	110	88,520	88,631	(42,873)	45,757
営業損失()	96,087	70,180	166,268	(39,990)	206,258

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 中国

3 第2四半期連結会計期間まで米国の連結子会社であったGNI USA, Inc.は、当第3四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除外しております。したがって、所在地別セグメントの「米国」については実績がなくなったため、当第3四半期連結会計期間より記載しておりません。

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	4,154	170,528		174,682		174,682
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		44,360	4,691	49,052	(49,052)	
計	4,154	214,889	4,691	223,735	(49,052)	174,682
営業利益 又は営業損失()	436,259	336,879	139	772,999	(33,842)	806,842

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 中国

(2) 米国

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	18,199	18,003	672	7,035	96	44,009
連結売上高(千円)						45,757
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	39.8	39.3	1.5	15.4	0.2	96.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国
- (2) 東南アジア・・・シンガポール
- (3) 米国
- (4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
- (5) その他・・・台湾など

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
海外売上高(千円)	99,383	33,175	10,385	24,045	2,158	169,148
連結売上高(千円)						174,682
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	56.9	19.0	5.9	13.8	1.2	96.8

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国
- (2) 東南アジア・・・シンガポール
- (3) 米国
- (4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
- (5) その他・・・イスラエル、台湾など

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 16円89銭	1株当たり純資産額 33円65銭

2 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	16円66銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	1,206,783千円
普通株式に係る四半期純損失(千円)	1,206,783千円
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	72,456,831

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	4円57銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純損失金額	-

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	338,273千円
普通株式に係る四半期純損失(千円)	338,273千円
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	74,067,431

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

(1) 合理化とコスト削減に向けた組織再編

当社は、平成21年1月23日開催の取締役会において、下記のとおり合理化とコスト削減に向けた組織再編を行うことを決議いたしました。

1. その旨及び理由

連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.において事業部門の閉鎖を行うことを決議いたしました。創薬とは相乗効果のない整形外科関連商品製造・販売事業部門を速やかに閉鎖し、人件費を中心とした販売費及び一般管理費の削減をいたします。当該部門は、平成18年よりGu Bangの製造販売を行っており、当社グループの売上高の33.5%（第2四半期連結累計期間）を占めておりますが、この度、中国国家食品薬品监督管理局(SFDA)により定められた新たな設備基準に適合するためには、製造施設の改築投資が必要となり、約10,000千円の費用を要すると予想されます。現在、当社グループでは、創薬候補物F647の上市に向けて経営資源を集中させるため、投資回収が見込めない不採算部門に追加投資することは避けたいと考え、当該事業部門の閉鎖を決定いたしました。

当社グループは平成20年8月1日開催の取締役会で決議しております組織再編ならびに当該事業部門の閉鎖により、当社グループの事業活動をより経済的かつ合理的に改善することを目指します。

2. 組織再編の概要

- (1) 整形外科関連商品製造・販売事業部門（中国上海市）の閉鎖
- (2) Shanghai Genomics, Inc.のTianjin営業所及びHenan営業所の閉鎖
- (3) Shanghai Genomics, Inc.の本社（中国上海市）機能の縮小

3. 再編する組織の規模（第2四半期連結累計期間）

- (1) 売上高：43,191千円

4. 当該組織再編の及ぼす重要な影響

- (1) 事業再編損として、当第3四半期連結会計期間において130,930千円を特別損失に計上しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川 一郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴田 叙男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は創業以来継続的に営業損失を計上しており、創業候補化合物の上市に向けた資金を確保するため資金調達先を模索しているが、調達先が当第3四半期連結会計期間末において確実ではなく、従前の経営計画では当第3四半期連結会計期間末における現金及び預金残高が十分ではないため、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する新経営計画等は当該注記及び重要な後発事象の注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。